一　道路の種類及び路線名　一般国道　四十五号
二　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
三　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月二十七日

○関東地方整備局告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局千葉国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

区間	幅員
一　道路の種類　一般国道	
二　路線名　十四号	
三　指定する道路の部分	
市川市稲荷木一丁目六七一番一地先から同市鬼高四丁目三五八番二地先まで	三二・一八～二五六・五一メートル
四　指定する期日　平成三十年三月二十日	〇・九九四キロメートル

○関東地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　関東地方整備局長　泊　宏

区間	図面縦覧場所
路線名　十四号	
供用開始の区間	市川市稲荷木一丁目六七一番一地先から同市鬼高四丁目三五八番二地先まで
図面縦覧場所	関東地方整備局及び千葉国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十一日

○北陸地方整備局告示第二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

区間	図面縦覧場所
路線名	
供用開始の区間	新潟市中央区亀田早通字柳田三三五三番一から同市中央区美の里二五六番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
四十九号、四百三号及び四百五十九号	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

区間	図面縦覧場所
路線名	
供用開始の区間	新潟市中央区西馬越五三〇番三二から同市中央区笹口二四〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）
七号、八号、十七号、四十九号、四百三号及び四百五十九号	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月二十日

○北陸地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十日　北陸地方整備局長　小俣　篤

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第二百九十七号新潟都市計画下水道事業信濃川下流流域下水道（新潟処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十年三月十二日至平成三十六年三月三十一日
四　事業地

区間	変更前後別	敷地の幅員
収用の部分	変更なし	
使用の部分	変更なし	

○九州地方整備局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　九州地方整備局長　増田　博行

区間	変更前後別	敷地の幅員
㈠　道路の種類　一般国道		
㈡　路線名　三十四号		
㈢　道路の区域		
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字二ノ原四一九九番から同町大字白壁字二ノ原四二〇〇番一まで	前	一八・二二～一九・四一メートル
	後	一七・一三～一八・四九メートル

㈣　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十日　九州地方整備局長　増田　博行

区間	図面縦覧場所
路線名	
供用開始の区間	佐賀県三養基郡みやき町大字白壁字二ノ原四一九九番から同町大字白壁字二ノ原四二〇一番三まで
三十四号	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
二百三号	唐津市厳木町本山字椋ノ木瀬二八五番二から同市厳木町本山字椋ノ木瀬三二四番一まで
〃	〃

供用開始の期日　平成三十年三月二十日